

議案第 2 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 26 日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により提案するものであります。